

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の変更認可及び同法第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項及び第66条の規定により、次のとおり公告し、当該図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月11日

千曲市長 小川 修一

- 1 施行者の名称
千曲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
千曲都市計画下水道事業 千曲市公共下水道
- 3 事業所の所在地
千曲市杭瀬下二丁目1番地
- 4 事業施行期間
自 平成 4年 3月 2日
至 令和10年 3月31日
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
更埴市の平成4年長野県告示第153号、平成7年長野県告示第686号、平成9年長野県告示第246号、平成10年長野県告示第166号及び平成12年長野県告示第28号及び平成14年長野県告示第602号、戸倉町の平成5年長野県告示第133号、平成10年長野県告示第167号、平成12年

長野県告示第 334 号及び平成 14 年長野県告示第 258 号、上山田町の平成 5 年長野県告示第 717 号、平成 7 年長野県告示第 464 号、平成 9 年長野県告示第 18 号、平成 10 年長野県告示第 418 号、平成 12 年長野県告示第 159 号、平成 13 年長野県告示第 540 号の事業地、千曲市の平成 16 年長野県告示第 638 号、平成 22 年長野県告示第 7 号、平成 26 年長野県告示第 97 号、平成 30 年長野県告示第 267 号及び令和 6 年長野県告示第 178 号の事業地に大字森字油田、字高月、字下一丁田、字土手岸、字大穴、字大浦、字仏崎、字一丁田、字高道、字北中河原、字南中河原、字虚空蔵、字南岡地、字前山、字岡地、字青田、字竈、字屋代口、字中村、字稲玉、字過上池、字大宮、字北中ノ宮、字田窪、字岡森、字葭池、字南中ノ宮、字県山、字西小路、字東小路、字北殿入、字山県、字寺山、字入山、字北清水堂、字清水山、字西清水堂、字東清水堂、字南小路、字南殿入、字寺前、字西上平、字天神原、字上平、字洗淵、字北金井、字南上平、字高石、字南金井、字窪山、字東貫ノ木、字北鬢櫛、字沓ノ木、字古屋及び字南鬢櫛並びに 大字羽尾字打上、字嘯、字北来光寺、字中新田、字向新田、字鼻毛石、字向原、字川久保、字広畑、字上清水、字清水、字隅明、字原、字沢辺、字和合、字立石、字郷嶺、字北原、字武ノ浦、字郷嶺山、字丑新田、字新田道下、字一ツ石、字一ツ石道上、字長尾根、字北青木、字青木、字向青木、字向藤ノ木、字上藤ノ木、字上領田、字藤ノ木、字毛虫田、字北和合、字堂浦、字閑宅、字大門脇、字本田、字日向、字堂城山、字山垣、字山浦、字日向吉野、字南三島平、字大門、字向大門、字向源徳、字源徳、字南幅田、字上中吉野、字表吉野、字部屋田、字上三島平、字西三島平、字幅田、字大三島平、字坂口、字小日向新田、字二反田、字円光房及び字幸神堂並びに大字屋代字地正、字五反田、字下在家、字前田、字祝畑、字内田、字細越、字清水、字返町、字山崎、字重山、字七ツ石及び字本町並びに大字生萱字横沢及び字本誓寺並びに大字倉科字横沢、字南正徳、字南棄水、字中島、字踊道、字稲玉を加える。

6 縦覧場所

千曲市役所建設部上下水道課

記

1. 施行者の名称 千曲市
2. 都市計画事業の種類及び名称
千曲都市計画下水道事業千曲市公共下水道
3. 事業計画
 - イ. 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

更埴市の平成4年長野県告示第153号、平成7年長野県告示第686号、平成9年長野県告示第246号、平成10年長野県告示第166号及び平成12年長野県告示第28号及び平成14年長野県告示第602号、戸倉町の平成5年長野県告示第133号、平成10年長野県告示第167号、平成12年長野県告示第334号及び平成14年長野県告示第258号、上山田町の平成5年長野県告示第717号、平成7年長野県告示第464号、平成9年長野県告示第18号、平成10年長野県告示第418号、平成12年長野県告示第159号、平成13年長野県告示第540号の事業地、千曲市の平成16年長野県告示第638号、平成22年長野県告示第7号、平成26年長野県告示第97号、平成30年長野県告示第267号及び令和6年長野県告示第178号の事業地に大字森字油田、字高月、字下一丁田、字土手岸、字大穴、字大浦、字仏崎、字一丁田、字高道、字北中河原、字南中河原、字虚空蔵、字南岡地、字前山、字岡地、字青田、字竈、字屋代口、字中村、字稲玉、字過上池、字大宮、字北中ノ宮、字田窪、字岡森、字葭池、字南中ノ宮、字県山、字西小路、字東小路、字北殿入、字山県、字寺山、字入山、字北清水堂、字清水山、字西清水堂、字東清水堂、字南小路、字南殿入、字寺前、字西上平、字天神原、字上平、字洗淵、字北金井、字南上平、字高石、字南金井、字窪山、字東貫ノ木、字北鬢櫛、字沓ノ木、字古屋及び字南鬢櫛並びに大字羽尾字打上、字囃、字北来光寺、字中新田、字向新田、字鼻毛石、字向原、字川久保、字広畑、字上清水、字清水、字隅明、字原、字沢辺、字和合、字立石、字郷嶺、字北原、字武ノ浦、字郷嶺山、字丑新田、字新田道下、字一ツ石、字一ツ石道上、字長尾根、字北青木、字青木、字向青木、字向藤ノ木、字上藤ノ木、字上領田、字藤ノ木、字毛虫田、字北和合、字堂浦、字閑宅、

字大門脇、字本田、字日向、字堂城山、字山垣、字山浦、字日向吉野、字南三島平、字大門、字向大門、字向源徳、字源徳、字南幅田、字上中吉野、字表吉野、字部屋田、字上三島平、字西三島平、字幅田、字大三島平、字坂口、字小日向新田、字二反田、字円光房及び字幸神堂並びに大字屋代字地正、字五反田、字下在家、字前田、字祝畑、字内田、字細越、字清水、字返町、字山崎、字重山、字七ツ石及び字本町並びに大字生萱字横沢及び字本誓寺並びに大字倉科字横沢、字南正徳、字南棄水、字中島、字踊道、字稲玉を加える。

ロ. 設計の概要

「別添設計の概要を表示する図書のとおり」

ハ. 事業施行期間

自 平成4年3月2日

至 令和10年3月31日